

## 鮫川村地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の福島県内の企業への就職を支援するため、東京圏内の大学又は大学院（東京都内に本部を有するものに限る。）（以下「対象大学等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業等」という。）し、福島県内の企業に就業及び鮫川村に移住した者に対し、予算の範囲内で地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、鮫川村補助金の交付等に関する規則（昭和60年鮫川村規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の一部のうち、条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令市地都市を除く）をいう。以下同じ。）を除く地域をいう。
- (2) 移住 東京圏の市区町村から鮫川村に主たる生活拠点を移し、鮫川村に住民登録を有すること。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者（以下「支援対象者」という。）は、別表1に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(交付金額)

第4条 支援金は、就職活動等にかかる経費（以下「交通費」という。）及び移住にかかる経費（以下「移転費」という。）に対して交付する。

- (1) 交通費 採用選考に要した往復の交通費であり、8,000円を交付する。ただし、福島県外（合理的な場所に限る。）での採用選考の場合は、8,000円を上限とし、往復交通費に要した経費（実費）の2分の1の範囲内での支給とする。
- (2) 移転費 鮫川村への移住に要した運送費であり、移住に要する最低限の実費であることを証明できる場合は移転に要した実費の金額とし、証明できない場合は、66,000円を上限とし、移転に要した経費（実費）の範囲内での支給とする。

(交付回数)

第5条 交通費及び移転費について、それぞれ一人につき1回を限度とする。

(交付の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、「鮫川村地方就職学生支援金交付申請書」（様式第1号）に、就業先企業による証明書（様式2-1）（在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合、内定先企業による証明書（様式2-2））、交通費及び移転費の領収書等並びに本人確認書類に加え、別表2の要件を満たすことを証する書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第7条 村長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認められるときは、速やかに「鮫川村地方就職学生支援金交付（不交付）決定通知書」（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

- 2 審査の結果、支援金の交付を不相当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における交付ができない場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第8条 村長は前条による交付決定を行った申請者に対し、3か月以内に支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第9条 申請者が第7条に規定する交付決定の通知を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときには、「鮫川村地方就職学生支援金交付決定通知書再交付願」（様式第4号）（以下、「再交付願」という。）を村長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第10条 村長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた

ときは、速やかに「鮫川村地方就職学生支援金交付（不交付）決定通知書（再交付）」（様式第5号）により、申請者に交付する。

（就業の報告等）

第11条 支援金の交付を受けた者（以下、「受給者」という。）は、支援金の申請日から1年以内に、第6条で提出した内定証明書の発行元企業（以下、「対象企業」という。）に就業したことについて、対象企業が発行する就業証明書（様式第2-1号）により村長に報告しなければならない。

2 受給者は、対象企業への就業日から1年以内に当該対象企業を退職した場合には、速やかに村長に報告しなければならない。

（報告及び立ち入り調査）

第12条 福島県及び鮫川村は、ふくしま地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、ふくしま地方就職学生支援事業に関する報告及び立ち入り調査を求めることができる。

（返還請求）

第13条 村長は、受給者が、次に示す各要件のいずれかに該当する場合には支援金の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして福島県及び鮫川村が認めた場合はこの限りではない。

（1）全額の返還

ア 虚偽の申請であることや居住の就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 申請日から1年以内に対象企業への就業を行わなかった場合

ウ 申請日から1年以内に鮫川村に転入しなかった場合

エ 就業日から1年以内に対象企業を退職した場合（ただし、対象企業の退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）

オ 転入日から3年に満たない期間において、鮫川村から転出した場合

（2）半額の返還

ア 転入日から3年以上5年以内に鮫川村から転出した場合

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、福島県と鮫川村が協議して定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年6月1日から適用する。

別表1（第3条関係）

区分		要件の内容
移住等に関する要件	移住元に関する要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 卒業等年度において、対象大学等に在学（原則4年以上）し、当該対象大学等を卒業等していること。ただし、交通費については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。</li> <li>2. 卒業等年度において、東京圏内に継続して在住していること。</li> </ol>
	移住先に関する要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 鮫川村に移住したこと。ただし、交通費について、福島県内に所在する企業へ内定している場合も対象とする。</li> <li>2. 支援金の申請時において、卒業等した日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費等を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。</li> <li>3. 鮫川村に支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に1の内定企業に就職し、鮫川村に移住する意思を有していること。</li> </ol>
就業に関する要件	就業先に関する要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 勤務地が福島県内に所在する企業等に、対象大学等を卒業等してから1年以内に就職していること。</li> <li>2. 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者でないこと。</li> <li>3. 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係する法人等でないこと。</li> <li>4. 官公庁等においては、県内に所在する官公庁等（国の機関を除く。）であること。ただし、官公庁等から交通費又は移転費が支給される場合は、支援金の対象とならない。</li> <li>5. 交通費においては、申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。</li> </ol>
	就業条件等に関する要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。</li> <li>2. 福島県内への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。</li> </ol>
支援対象者に関する要件		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</li> <li>2. 日本国籍を有する者であること又は外国籍を有する者であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。</li> <li>3. 福島県知事又は村長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。</li> <li>4. 移転費においては、就業先企業から移転費の支払いを受けていないこと。</li> </ol>

別表 2 (第 6 条関係)

区分	添付書類
卒業等後に申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業証明書 (様式第 2-1 号)</li> <li>・ 卒業又は修了証明書</li> <li>・ 免許証又はその他の顔写真付き身分証明書の写し</li> <li>・ 対象経費の領収書等 (交通費等及び移転費の内訳が明確なものに限る。) の写し</li> <li>・ 移住元の住所を確認できる資料 (住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書 (卒業年度の複数月の公共料金領収書等) の写し</li> <li>・ 通帳、キャッシュカード又はその他の支援金の振込先が確認できるものの写し</li> </ul>
在学中に申請する場合 (交通費に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内定証明書 (様式第 2-2 号)</li> <li>・ 在学証明書 (卒業学年である確認がとれるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に大学より加筆及び捺印 (公印) されたもの。)</li> <li>・ 免許証又はその他の顔写真付き身分証明書の写し</li> <li>・ 対象経費の領収書等 (交通費等の内訳が明確なものに限る。) の写し</li> <li>・ 移住元の住所を確認できる資料 (住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書 (卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出) 又は卒業年度の複数月の公共料金領収書等) の写し</li> <li>・ 通帳、キャッシュカード又はその他の支援金の振込先が確認できるものの写し</li> </ul>